

# 国際開発研究フォーラム

FORUM OF INTERNATIONAL DEVELOPMENT STUDIES

研究論文  
ARTICLE

## 国連安全保障理事会の勧告による 「任意的経済制裁」の展開と法的限界

水谷元海

Development and Legal Limitations of “Voluntary Economic Sanctions”  
Recommended by the UN Security Council

*Motomi MIZUTANI*

47-13

名古屋大学大学院国際開発研究科  
GRADUATE SCHOOL OF INTERNATIONAL DEVELOPMENT  
NAGOYA UNIVERSITY

# 国連安全保障理事会の勧告による 「任意的経済制裁」の展開と法的限界

水谷元海\*

## Abstract

The United Nations Security Council (SC) uses two kinds of economic sanctions, “mandatory economic sanctions” and “voluntary economic sanctions”. This paper focuses on the latter which are based on non-binding recommendations of the SC. The United Nations Charter does not provide clearly for “voluntary economic sanctions” because its drafters did not intend that the SC would recommend economic sanctions without binding force. However, the SC has recommended economic sanctions when it could not make binding decisions. Rules applying to “voluntary economic sanctions” have been developed through SC practice. This paper aims to make clear the legal basis, limitations, and legal effects of the SC’s recommendations calling for economic sanctions through analysis of the practice of the SC and member states. In conclusion, this paper shows that the SC can recommend only arms embargoes under Chapter VI when it does not determine the existence of any threat to the peace. Even if the determination is made by the SC under Chapter VII, it may not delegate its power to the member states to decide what economic sanctions shall be taken. When the member states implement the recommended economic sanctions, they must comply with their obligation under international law.

## はじめに

20年前、国連50年の歴史を振り返った石本泰雄は、その歴史を「憲章の原型からの逸脱の歴史」とであると述べた（石本1996: 607）。その歴史を象徴するのが平和維持活動や武力行使の「許可」方式であり、これらの実行については国連憲章に対応する規定が存在しなかった。しかし、国連は、刻々と変化する国際社会に柔軟に適応すべく、法的グレー・ゾーンに踏み込むことも厭わずに自らの活動を拡大、ないしは変容させてきた（佐藤2000: 180-199; 香西2003: 217）。このような現象は、国連の主要な目的である国際の平和と安全の維持の分野において顕著である。本稿で扱う「任意的経済制裁」も、この分野における憲章の原型からの逸脱の一つに数えることができる。

「任意的経済制裁」とは、安保理や総会が勧告によって発動する経済制裁である。安保理や総会の勧告に法的拘束力はなく、勧告された措置を実施するか否かは加盟国の任意であるため、そのように呼ばれる（Doxey 1987: 32）。現在でこそ「任意的経済制裁」の存在は一般に認知されているが、措置の実施を加盟国の任意とするような経済制裁は、国連憲章起草者の意図するところではなかった。国際連盟の時代、集団安全保障の要として機能するはずであった経済制裁は、個別の利益を優先する加盟国により、その実施が各加盟国の任意であるかのように解された。その

\*名古屋大学大学院国際開発研究科 博士後期課程

結果、加盟国は経済制裁を開始する時期および具体的な措置の内容を自ら決定するようになり、実施の集団性・統一性を欠いた連盟の経済制裁は期待通りの効果を発揮することができなかった。この失敗を教訓として起草された国連憲章は、安保理に強制措置を開始すべき時期、各加盟国のとるべき措置を決定する権限を与え(39条)、安保理の決定に法的拘束力を認めることで(25条)、各加盟国に実施を義務付ける「義務的経済制裁」の仕組みを整備した。安保理の法的拘束力ある決定により発動される「義務的経済制裁」こそが、国連本来の経済制裁の形である。憲章起草者は、経済制裁を含む強制措置が非拘束的な勧告により発動されるとは想定していなかった(Kelsen 1950: 932-933)。

しかし、「義務的経済制裁」の企ては国連創設後すぐに頓挫し、代わって「任意的経済制裁」が用いられるようになった。冷戦によって、法的拘束力ある決定をおこなう唯一の機関である安保理が機能マヒに陥ったのである。そのため、朝鮮戦争の際に「平和のための結集決議」が採択され、総会が安保理に代わり強制措置を勧告できることとされた。朝鮮戦争では実際に総会が禁輸措置を勧告により発動しており<sup>1)</sup>、その後も総会は、しばしば「任意的経済制裁」を用いてきた<sup>2)</sup>。一方、機能マヒに陥っていた安保理も、「義務的経済制裁」の発動については理事国間でコンセンサスを得ることができない中、代替策として「任意的経済制裁」を用いるようになった。周知のように、冷戦期に安保理が「義務的経済制裁」を発動した南アフリカと南ローデシアの事例では、「義務的経済制裁」に先立ち「任意的経済制裁」が発動されている<sup>3)</sup>。「任意的経済制裁」は、冷戦期における国連内の政治的妥協の産物であった。

冷戦末期から総会は「任意的経済制裁」の発動をおこなわないようになったが(Talmon 2014)、安保理は、「義務的経済制裁」を頻繁に発動するようになった冷戦後も「任意的経済制裁」の発動を継続している(Charron 2011: 144-147)。安保理は、今日、冷戦期とは異なる新たな価値を「任意的経済制裁」に見出し、政策上の道具として用いているようである。ただし、「任意的経済制裁」は、起草者が想定していなかった変則的な経済制裁であるため、国連憲章の中に「任意的経済制裁」を念頭に置いた明文規定は存在していない。

通常、安保理による経済制裁の憲章上の根拠は、憲章第7章の中で非軍事的強制措置について規定している第41条に求められる。第41条に基づき経済制裁を発動する場合、第39条の規定に従い、安保理は事前に「平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為」の存在認定をおこなった上で、第41条に従いどのような措置をとるのかを「決定」しなければならない。ただし、これらの規則は、安保理の「決定」により発動される「義務的経済制裁」を念頭においた規則であり、勧告により発動される「任意的経済制裁」にも適用されるとは限らない。「任意的経済制裁」の憲章上の根拠としては、第41条以外にも、「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなうことなく行使できる憲章第6章の勧告権限が持ち出されることもある。また、安保理の決定を加盟国が実施する場合であれば、他の条約上の義務に対する憲章上の義務の優位を規定している第103条の効果により、加盟国は本来であれば他の条約上の義務と抵触するような措置も合法的に実施することができる。しかし、安保理の勧告にどのような法的効果が伴うのかは、憲章上まったく触れられていない。

本稿では、現在でもなお用いられている安保理の「任意的経済制裁」を対象を絞り、安保理が経済制裁を勧告する権限について検討をおこなう。具体的には、安保理が経済制裁を勧告する権限の所在とそこから導かれる制約、および安保理による経済制裁の勧告が有する法的効果について明らかにすることを試みる。ホワイトが指摘するように、「任意的経済制裁」に関する安保理の権限は、実行を通して発展してきた (White 1990: 80)。本稿では、「任意的経済制裁」に関する安保理の権限は、憲章起草者から黙示的に与えられものではなく、実行を通して新たに付与されたものであるとの立場から、いわゆる「後に生じた慣行」の理論に依拠する<sup>4)</sup>。「後に生じた慣行」によって、国連憲章の事実上の改正となるような憲章解釈の変更が生じることは、国際司法裁判所も認めるところである。裁判所は、2004年のパレスチナの壁事件勧告的意見において、「受容された総会の慣行」を考慮し、ある問題について安保理が任務を遂行している間、同じ問題について総会が勧告をおこなうことを禁止する憲章第12条1項の文言にも拘わらず、総会が安保理の任務遂行中に同じ問題について勧告する権限があると結論した<sup>5)</sup>。このような解釈の変更が認められる理由は、国連の各機関は自身の活動のために国連憲章を解釈する資格を有しており、その解釈実行を加盟国が受容すれば、憲章の有権的解釈となるからである (Alvarez 2013: 128)。以下では、安保理の実行と加盟国の反応を判断材料に検討を進める。

## 1 「任意的経済制裁」の憲章上の根拠

### 1.1 憲章第6章の下での「任意的経済制裁」

冷戦期において安保理が「任意的経済制裁」を発動した事例では、多くの場合、安保理は「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなっていない。「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなわない場合、安保理は憲章第7章の下で強制措置をとることはできない。ただし、いくつかの加盟国は、「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなわずとも、憲章第6章の下で安保理は第41条に列挙されているような措置を要請することができる<sup>6)</sup>とみなしてきた (Goodrich, Hambro and Simmons 1969: 279)。

憲章第6章は、その継続が国際の平和および安全の維持を危うくする虞のある紛争や事態に際し、安保理がその解決に向けて勧告をおこなうことを認めている。安保理は、第33条2項の下で、紛争当事者に対し同条1項が列挙する平和的手段 (交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関または地域的取極の利用) によって紛争を解決するよう勧告すること、第36条1項の下で「適当な調整の手段または方法」を勧告すること、および、第37条2項の下で「適当と認める解決条件」を勧告することができる。経済制裁は、第33条1項が列挙する平和的手段に含まれていないし、経済制裁の勧告は、紛争当事者ではなく全加盟国に向けておこなわれるため、勧告対象を紛争当事者に限定している第33条2項の勧告権限にその根拠を求めることは適切ではない。一方、第36条1項や第37条2項の勧告権限の下で経済制裁の勧告をおこなうのかについては、議論の余地がある。

中谷は、第36条1項および第37条2項の勧告について、「その適用は紛争当事者の協力を前提

とするものであり、またこの当事者以外の者（全加盟国）に対して勧告を行うことは想定されておらず、さらにそもそも禁輸等の措置が憲章第6章の『平和的解決』の1つに該当すると考えることはその措置の性格上困難である」（挿入原文）と述べ、これらの条文を根拠にすることはできないと指摘している（中谷1987: 950）。しかし、これらの条文の文言上は、第33条2項とは異なり、勧告の対象を紛争当事者に限定してはいない。確かに、第37条2項の解決条件の勧告は、紛争当事者以外に対しておこなっても無意味であり、紛争当事者に対しておこなわれることが当然と考えられるにしても、第36条1項の「手続または方法」の勧告は、紛争を平和的に解決するために全加盟国の協力が必要であれば、全加盟国に対しておこなうと解することは可能である（Giegerich 2012: 1141）。経済制裁の勧告の根拠を第6章に求めるにあたっての最大の困難は、経済制裁が本来紛争を強制的に解決するための手段であり、紛争の平和的解決について規定している憲章第6章と馴染まないことから生じると言える。

ただし、この憲章第6章の制限は、「後に生じた慣行」によって、緩和されてきていると考えることができる。1948年、第1次中東戦争に際し、安保理は「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなうことなく武器禁輸措置を勧告しており、この事例を皮切りに、安保理は「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなう以前に、勧告により武器禁輸措置を発動するという実行を積み重ねてきた。

第1次中東戦争の事例では、決議50（1948）において、紛争当事者であるパレスチナとアラブ諸国に対して4週間の停戦が呼びかけられ、この停戦期間中は両紛争当事者への戦争物資の輸出入をおこなわないよう「要請（calls upon）」がなされた<sup>7)</sup>。この武器禁輸措置は、紛争当事者が停戦要請を受け入れることを条件に適用されるため、紛争当事者の同意に基づくものであった。決議50が採択された後、国連調停官は、イスラエル代表とアラブ諸国代表に停戦の開始時刻を伝えると共に、停戦の間、戦争物資の輸入をおこなわないよう伝え<sup>8)</sup>、両当事者はその内容を受け入れた<sup>9)</sup>。すなわち、同意があったのである。この事例では、紛争当事国が受け容れた国連の調停を確かなものとするために、武器禁輸措置が勧告されたのであった。安保理理事国は、決議50において強制措置を発動することを全く意図しておらず、憲章第6章の範囲内で行動していると認識していた<sup>10)</sup>。

1963年には、ポルトガルと南アフリカに対しても武器禁輸措置が勧告されている。これらの事例では、自決権を侵害するようなアフリカにおける植民地支配やアパルトヘイト政策が問題とされており、第一次中東戦争のような武力紛争は生じておらず、また、勧告が向けられた当事者の同意は存在していなかった。このように、安保理は武器禁輸措置を勧告する場面を拡大したのであったが、以下で述べるように、これらの勧告は依然として憲章第6章の範囲内であると解された。

決議180（1963）において安保理は、ポルトガルに対する不援助および植民地における人民の抑圧のための武器や戦争物資の禁輸措置を「要求（requests）」した<sup>11)</sup>。同決議において安保理は、アフリカにおけるポルトガルの植民地支配について、「アフリカにおける平和と安全を深刻に妨げている（seriously disturbing）」と述べるに留まり<sup>12)</sup>、「平和に対する脅威等」の存在認定をお

こなうことを避けた。この決議の基礎となったガーナ、モロッコ、フィリピンの共同決議案では、当初、不援助と武器禁輸を求めるパラグラフでは、法的拘束力を想起させる「決定 (decides)」という文言が使用されていた<sup>13)</sup>。しかし、この文言を「要求」に変更するという修正案がベネズエラから出され<sup>14)</sup>、この修正案が採択された<sup>15)</sup>。ブラジル代表は、「我々の見解では、節度と妥協の精神によって、決議草案は今や憲章第6章の範囲内に属するよう修正された」と述べ<sup>16)</sup>、また、ノルウェー代表も、この修正案に賛成を表明し、すべての関係当事者に対し、強制措置に訴えることなく平和的解決を促進するよう訴えた<sup>17)</sup>。特に米国代表は、修正案による文言の変更によって憲章第7章の措置でないことは疑う余地がないと述べた後<sup>18)</sup>、自国が既にポルトガルに対する武器の供給を制限していることに触れ、「我々は、他の諸国が地域の緊張をさらに高め得るような種類の行動を避け、同様の制限（すなわち、武器禁輸措置）を実施することで、平和的方法による解決の実現を保証するために全面的に協力すると信じる」（括弧内筆者）と述べた<sup>19)</sup>。米国代表は、紛争を平和的に解決するための手段として、武器禁輸措置を位置付けていたのである<sup>20)</sup>。

また、時を同じくして採択された南アフリカに関する決議181(1963)でも、同国に対する武器、弾薬および軍用車の供給を慎むよう「厳粛に要請(solemnly calls upon)」がなされた<sup>21)</sup>。ここでも、安保理は南アフリカの事態を「国際の平和と安全を深刻に妨げている (seriously disturbing)」と表現することで<sup>22)</sup>、第39条の文言を慎重に回避した上で、武器禁輸措置を勧告したのであった。決議181が採択された後、ノルウェー代表は、「安保理は武器禁輸措置の要請を発することを義務であると感じており、平和的解決のための時間が少なくなっているというのが安保理の見解である」とこの要請を受けて南アフリカが理解することを期待している」と述べ<sup>23)</sup>、依然として安保理が平和的解決に向けて行動しているとの認識を示した。また、米国は、決議181の要請が憲章第7章の下での行動ではなく、そうであるからこそ賛成票を投じたと説明した<sup>24)</sup>。第7章措置の発動を明確に否定しているのである。さらに続けて米国は、「『要請する (call upon)』という文言は、憲章の第6章および第7章の中に見出すことができる」とし、この文言は「総会および安保理によって繰り返し用いられてきており、国連の慣行ではこれらは拘束力を伴わない」と指摘している。米国は安保理が憲章第7章の下で行動していることを否定している以上、この指摘は、決議181の「要請」が憲章第6章の下であると米国は解釈していたことを意味する。ポルトガルの事例と同様、南アフリカの事例においても、武器禁輸措置の勧告は憲章第6章の措置とされた。

以上の事例において安保理は、武器禁輸措置の勧告は憲章第6章の範囲内でおこなうことができると一貫して解釈してきた。武器禁輸措置の勧告は、当初、国連の調停を受け入れた武力紛争の当事者に対して、彼らの同意に基づき適用されていたのであったが、その後、紛争当事者の同意が存在しなくとも、安保理は紛争を平和的解決するための手段として武器禁輸措置を勧告してきた。これらの事例以降も、例えば1993年のナゴルコ・カラバフ戦争<sup>25)</sup>、同年のアブハジア紛争<sup>26)</sup>、1996年のアフガニスタン紛争において<sup>27)</sup>、安保理は紛争当事者の同意を条件とすることなく、「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなう以前に武器禁輸措置を勧告している。また、近年の大量破壊兵器の不拡散を巡る北朝鮮およびイランの事例でも、安保理は明確に「平和に対

する脅威等」の存在認定をおこなうことなく<sup>28)</sup>、ミサイルおよび大量破壊兵器関連物資の禁輸を勧告している<sup>29)</sup>。紛争当事者の同意を条件とせず、また実際に武力紛争が生じていない場面であっても、安保理は憲章第6章の下で武器禁輸措置を勧告できるという憲章解釈を安保理は繰り返し示しており、この憲章解釈に対する反対意見は加盟国からだされてこなかった。「後に生じた慣行」により、憲章第6章の下で安保理は武器禁輸措置を勧告できるという新たな憲章解釈が成立していると言える。

一方、憲章第6章の下で武器禁輸措置以外の経済制裁を勧告することについては、加盟国の中から憲章違反であるとの反対意見がだされており、第6章の下で勧告できる経済制裁は武器禁輸措置に限定されると考えられる。決議217(1965)において安保理は、南ローデシアの事態が「平和に対する脅威等」を構成すると決定することなく、すべての国に南ローデシアの違法政権への援助を慎むこと、「特に、武器、装備および軍事物資の供給を止め、さらに石油や石油精製品の禁輸を含め南ローデシアとの一切の経済関係を断絶するために最大限努力することを要請 (calls upon)」した<sup>30)</sup>。英国代表は、決議が採択された後、この決議が憲章第7章に該当するとはみなされなため賛成票を投じたと述べたが<sup>31)</sup>、この見解に対しコートジボワール代表は以下のように反論した。

「憲章を一瞥すれば、第7章の下でのみ英国はこの問題を安保理に付託できたと納得してもらえよう。我々が示してきたように、この問題は経済制裁に言及している第7章に属す。実際のところ、理事会は、憲章に違反することなく行動することは困難である。」<sup>32)</sup>

ただし、コートジボワールは、決議に反対票を投じることはなかった。その理由について、「妥協の決議として提出されたこの決議に我々は賛成票を投じた。我々アフリカ人は、決議を暫定的 (intérimaire) なものであると考える」と説明している<sup>33)</sup>。南ローデシア問題は、英国が安保理に付託したのであるが、従来国連の関与を拒んできた英国が方針を変更した背景には、1965年の一方的独立宣言を受け課していた経済制裁を国連の関与の下で実効的なものとする狙いがあった (山口1980: 49)。そこで、当初英国が国連に求めた措置は、英国がとっている武器禁輸措置および経済的・金融的措置を実効的にするための不援助・援助要請であった<sup>34)</sup>。英国は、安保理決議を通して諸国が英国と同じ措置をとることを期待したのであって、それ以上の措置を安保理が要請することを望んでいなかった<sup>35)</sup>。英国は、このような提案が強制措置の発動を意味するものではないとの立場であったが、実質的には英国と同じ内容の経済制裁を要請するものであったため、より強力な経済制裁を望むアフリカ諸国は、第41条の下で明確に経済制裁を発動すべきと主張したのであった<sup>36)</sup>。したがって、アフリカ諸国から出された対案は、「平和に対する脅威」を認定し、第41条の下で一切の経済関係の断絶を「要請 (call on)」するものであった<sup>37)</sup>。決議217では、英国案とアフリカ案との妥協点として、憲章第6章の範囲内で行動しているという建前で、実際は第7章の範囲内である第41条の経済制裁を勧告するという事になったのである。ただし、このような憲章上の無理を通すことにはアフリカ諸国を中心に非難がなされ<sup>38)</sup>、あくま

で妥協の末の一時的な措置であるとして受け入れられたに過ぎない。このような措置に加盟国の一般的受容が存在していたとは言えないだろう。「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなわないまま武器禁輸措置を超える経済制裁を勧告した事例は、後にも先にもこの南ローデシアの事例のみである。その事例においてですら一般的受容の存在を肯定できない以上、憲章第6章の下で武器禁輸措置を超える経済制裁の勧告をおこなえるという憲章解釈は支持し得ない。

以上のことから、安保理は「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなう前に憲章第6章の下で経済制裁を勧告できるが、勧告できる措置の内容は、武器禁輸措置に限定されると結論することができる。武器禁輸措置は、経済制裁の一種であり、したがって強制措置に類する措置である。しかし、その一方で、他国からの武器の供給が紛争や事態の平和的解決を困難にしているような場合、武器禁輸措置は平和的解決を実現するための手段の一つとみなすこともできなくはない<sup>39)</sup>。実際に安保理は、武器禁輸措置をそのような手段と位置づけることで、「平和に対する脅威等」の存在認定前に武器禁輸措置を発動してきたのである。

## 1.2 憲章第7章の下での「任意的経済制裁」

近年になると、安保理は「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなった上で、憲章第7章の下で武器禁輸措置以外の経済制裁を勧告するようになる。このような勧告は、大量破壊兵器の不拡散を巡る北朝鮮とイランの事例においてなされた。これらの事例において安保理は、既に憲章第7章の下で「義務的経済制裁」を発動しており、これらに追加する形でより強力な経済制裁を勧告している。

安保理は、「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなっていれば、第41条に従い経済制裁を発動することができるが、第39条によれば、安保理はいかなる経済制裁をとるのかを「決定」しなければならない。コンフォルティとフォーカレリは、「第41条は様々な強度の措置を列挙しており（外交関係の断絶といった極めて微温的なものから経済封鎖といった強力なものまで）、決定の1つとして措置に勧告の性格を与えることで強度を下げることを暗に許容している」と述べる（Conforti and Focarelli 2010: 253）。すなわち、安保理が経済制裁を勧告する場合、安保理は経済制裁に勧告の性格を付与しているだけであり、どのような経済制裁をとるのかという実質的な決定はおこなっているため、第39条の要件に適合していると解するのである。このような見解は、コンフォルティとフォーカレリが想定しているように、安保理が自ら決定した特定の経済制裁の強度を下げるためだけに勧告が用いられているのであれば、肯定することができる。しかし、近年の事例では、どのような経済制裁をとるのかといった実質的な決定を加盟国に委ねるような勧告が見受けられる。このような勧告は、どのような経済制裁をとるのかの決定権を安保理に委ねている第39条に違反していると考えられる。では、この制約も、第6章の下での「任意的経済制裁」の発動の場合と同じく「後に生じた慣行」により緩和されているとみることはできるだろうか。

イランの事例において安保理は、2006年の決議1737で既に「義務的経済制裁」として資産凍結措置を発動していたが<sup>40)</sup>、2010年に採択した決議1929の中で、自身が憲章第7章の第41条の

下で行動していることに言明し<sup>41)</sup>、追加的に資産凍結措置を「要請 (calls upon)」した<sup>42)</sup>。決議 1737 では、2000 年以降安保理の経済制裁の主流となっていた所謂「狙い撃ち制裁」が採用され、安保理および同決議で設置された制裁委員会が禁輸品目の指定、および渡航禁止措置と資産凍結措置の対象の指定をおこなうことで、制裁の被害を有責者に集中させ、一般市民への被害が拡大しないよう工夫がなされた。ただし、制裁委員会は安保理の 15 理事国で構成され、そこでの意思決定は全会一致でおこなわれるため、制裁対象の追加は容易ではない。決議 1929 以前は、資産凍結措置の対象者の指定は安保理および制裁委員会の専任事項であったが、同決議の第 21 パラグラフでは、加盟国が「イランの機微に係る核活動、または核兵器運搬システムの開発に貢献しうるサービス、資産または資源であると信じる合理的根拠を有する場合」、資産凍結等を用いてそれらの提供を防止するよう要請がなされており、資産凍結措置の対象の指定が加盟国に委ねられた。また、資産凍結措置は一つの例として挙げられているに過ぎず、どのような形で資産等の移転を防止するのは加盟国の裁量とされている。さらに、同パラグラフでは、イランの核・ミサイル活動に資する「資源」も移転防止の対象となっており、「資源」という多義的な概念に何が含まれるのか、およびその移転をどのように防止するのかの判断も加盟国に一任されている。このような要請に加え、決議 1929 の前文では、イラン中央銀行およびイラン石油産業と核・ミサイル活動との関係が指摘されている<sup>43)</sup>。第 21 パラグラフとこの前文を併せ読むことにより、加盟国がイラン中央銀行を資産凍結対象に追加し、またイラン石油産業に対する制裁を科すお膳立てがなされているのである。ただし、国連自身は、最後までイラン中央銀行を資産凍結リストに含めておらず、石油や石油精製品が禁輸対象品目に指定されることもなかった。

決議 1929 の採択を受けて、欧米諸国はイランに対する経済制裁を格段に強化した。米国は、2012 年に大統領令 13599 を発令し、資産凍結措置の対象にイラン中央銀行を含むイラン政府の資産を追加し<sup>44)</sup>、EU も同年にイラン中央銀行に対する資産凍結措置を実施した<sup>45)</sup>。また、米国は決議 1929 が採択された翌月、1996 年の対イラン制裁法 (ISA) を改正し、第三国の企業・金融機関の活動を制限することで、イランの石油分野にダメージを与えるように設計された対イラン包括制裁法 (CISADA) を制定した<sup>46)</sup>。CISADA 第 102 項では、ISA が規定していた第三国の企業によるイラン石油分野に対する投資の制限に加えて、第三国の企業がイランへガソリンを含む石油精製品の輸出を行うことも禁止した。これに違反した企業に対しては、米国への輸出許可証の発行や米国金融機関からの融資を行わないなどの制裁が科される。さらに同法第 104 項では、米国の金融機関に対して、イランの核開発・テロ活動を支援する機関や安保理決議および米国が資産凍結措置の対象とする金融機関などと取引をおこなった外国の金融機関との金融取引 (コルレス契約の締結・維持) を禁じること、または厳格な要件を課すことが規定された。イランと石油取引をおこなう第三国企業が制裁対象とされ、また、イラン中央銀行を通じた石油取引の決済も困難となったことから、イラン経済は疲弊の一途を辿ることになる (Katzman 2015: 50-51)。決議 1929 は、国連のコントロールの下で調整される「義務的経済制裁」では満足できない欧米諸国に対し、「義務的経済制裁」の枠組みを超えた経済制裁をとる口実を提供する役割が期待されており (秋山 2010: 22)、実際にその期待に応える成果をあげていた。

ただし、このような経済制裁の拡大に対する国連および加盟国の反応は、冷やかなものであった。これまで全会一致で採択されてきた対イラン制裁決議とは異なり、決議1929にはレバノンが棄権をし、ブラジルとトルコが反対票を投じた。ブラジル代表は、制裁の拡大に伴うイランの人々への被害を懸念し反対票を投じていた<sup>47)</sup>。また、中国とロシアは、決議1929には賛成したものの、それに続く米国の制裁については強く非難している（寺中・ケイワン2011: 8）。特に中国は、CISADAが施行された数日後に、CISADAに言及し「中国は、米国や他の仲間が単独でイランに対し、追加制裁を科していることに注意を払っている」とし、「安保理決議は、故意に複雑にされたり拡大されたりするべきではない」と述べており、CISADAの措置が安保理決議の内容を逸脱したものであるとの見解を示していた（黄2010）。さらに、決議1929において設置された専門家パネルの報告書では、国連の金融上およびビジネス上の制限措置が直面している課題の一つとして、いくつかの加盟国による単独制裁がイランからの支払いを妨げ、国際人道機関の適法な業務に支障をきたしていることが挙げられている<sup>48)</sup>。報告書の中では、どの国のどのような経済制裁が単独制裁であるのかの言及は避けられているが、そのような事例として報告書の中で参照されているメディアの報道は、米国とEUの制裁、特にイラン中央銀行を含むイランの金融機関と取引をおこなった第三国金融機関に制裁を課す米国の措置に言及している（Mohammed 2012）。EUや米国によるイラン中央銀行に対する資産凍結措置や米国のCISADAは、専門家パネルによっても国連制裁の一部ではなく、単独制裁であるとみなされていたのである。

決議1929における経済制裁の勧告は、勧告を実施するか否かの裁量だけでなく、どのような措置を実施するのかの裁量も加盟国に与えており、国連経済制裁と加盟国の単独制裁との境界線を曖昧にするものであった（Gordon 2013: 1004）。経済制裁を実施する側は、自国の経済制裁の根拠として安保理の勧告の存在を主張することができ、経済制裁により何らかの損害を被る側は、それらの経済制裁を単独制裁であるとし制裁実施国に苦情を呈するのである。制裁の履行状況のヒアリングをおこなった専門家パネルには、「狙い撃ち制裁」のみを実施していた多くの加盟国から、単独制裁が国連経済制裁の下で認められている正当な経済活動に悪影響を与えているとの苦情がよせられていた<sup>49)</sup>。加盟国は、経済制裁の内容を決定する裁量を加盟国に与える決議1929の文言にも拘わらず、与えられた裁量の範囲内でおこなわれた経済制裁に賛同をしておらず、このことは、経済制裁の内容の決定を加盟国に委任するような勧告の正当性に重大な疑義を投げかける。少なくとも、そのような勧告を安保理がおこなうことについて加盟国の一般的受容は存在しておらず、「後に生じた慣行」による憲章解釈の変更は主張できない。憲章第7章の下であったとしても、安保理は経済制裁の内容の決定を加盟国に委任する形での勧告をおこなうことは、とるべき経済制裁の決定を安保理に委ねる第39条に違反すると考えられる。

## 2 安保理による経済制裁の勧告の法的効果

安保理の決定を加盟国が実施する場合には、他の条約上の義務に対する憲章上の義務の優位を規定している第103条が適用され、加盟国がその実施に際し抵触してしまう他の条約上の義務

は、一時的に適用されなくなる (Paulus and Leiß 2012: 2124-2135)。さらに、経済制裁の実施が憲章上の義務であれば、特別法優位の原則から、国際慣習法上の義務に優位する (Krisch 2012a: 1262)。すなわち、「義務的経済制裁」を実施する加盟国は、本来であれば条約上または国際慣習法上の義務と抵触するような措置を合法的にとることができるのである。しかし、「任意的経済制裁」の場合、加盟国はその実施を憲章上義務付けられているわけではないため、本来であれば第103条の適用はないし、特別法優位の原則の適用もない。また、国連憲章のその他の規定を見渡しても、安保理の勧告に加盟国の権利義務関係を変更しうる効果を肯定するいかなる規定も存在しないので、加盟国は勧告された経済制裁の実施に際し、国際法上の義務と抵触するような措置はとりえないと主張されている (Fawcett 1965-1966: 103; 藤田 1998: 337)。

その一方で、実行の蓄積を背景に、安保理による経済制裁の勧告は、違法性阻却の効果を獲得している可能性があると主張されることがある。たとえば佐藤哲夫は、安保理の勧告の違法性阻却の効果の有無については未確定の問題であると断りつつ、次のように述べる。

「論理的整合性・説得力の観点からは否定的見解に理由がある。……しかし、国際連合における肯定的な実行の蓄積に留意する必要がある。武力行使禁止原則に対して、安保理は特定の文脈において武力に訴えることを許可する決議を採択してきた。……こうして、国際連合発足後の実行は、安保理が軍事のおよび非軍事的強制措置を勧告する場合には、当該勧告に従う加盟国行動の違法性を阻却するという許可決議としての法的効果を有するものとして扱われてきていると考えられる。」(佐藤 2015: 69)<sup>50)</sup>

しかし、軍事的強制措置の勧告または許可の実行と経済制裁の勧告の実行を同列に扱うことはできるだろうか。軍事的強制措置の場合、その実施の際には必然的に武力行使禁止原則との抵触が問題となり、この問題を乗り越えない限り、軍事的強制措置の勧告または許可をおこなうことはできない。軍事的強制措置の勧告または許可は、それらが違法性阻却の効果を有するという前提に立たない限り、加盟国による措置の実施は不可能である。そのため、軍事的強制措置の勧告または許可が容認されるということは、それらに違法性阻却の効果があることを必然的に容認することになる。一方、経済制裁の実施は必ずしも国際法に抵触するわけではなく、加盟国は国際法に抵触しない範囲で措置を実施することができる。また、軍事的強制措置の場合、憲章第43条の特別協定が未締結であるため、その発動は勧告または許可による他ないが、経済制裁の場合、安保理は本来の措置の発動形式である「決定」を用いることができる。もし安保理が条約違反となる経済制裁を加盟国に実施させたいのであれば、「決定」を用いればよいのであり、わざわざ「勧告」に違法性阻却の効果を認める必要はない (Krisch 2012b: 1296)。以上のような差異を無視して、軍事的強制措置の勧告または許可の実行から経済制裁の勧告の法的効果を類推することは適切ではなく、やはり経済制裁の勧告の法的効果は、「任意的経済制裁」に関する安保理と加盟国の実行を検討して明らかにすべきである。

浅田正彦は、「任意的経済制裁」の実行に着目し、安保理の勧告の法的効果について以下のよ

うに指摘している。国連の歴史において非常に多くの経済制裁が勧告によってなされてきたが、各国が勧告に従った制裁措置をとっても、その制裁措置が違法だという主張は通常なされない。こうした国家実行をみると、国連憲章に従った制裁であるという事実そのものによって違法性が阻却されると考えられているのではないかと（大沼・浅田2011: 228-229）。すなわち、安保理の勧告に従って実施された経済制裁が条約や慣習法に違反する場合に、勧告に基づく措置であるから違法であるとの主張がなされていないことから、不作為の国家実行が積み重なり、勧告に違法性阻却の効果を認める「慣習国連法」が出現したと述べているのである（浅田2016: 753）。

しかし、「任意的経済制裁」が制裁対象国と経済的繋がりのある理事国の消極的態度の故に用いられているときには、そもそも「任意的経済制裁」の実施と国際法上の義務との抵触が生じるような事態は実際に生じていなかったと考えられる。第一次中東戦争において武器禁輸措置が勧告された際には、英国はアラブ諸国に対して武器を供給する条約上の義務を負っていたにも拘わらず勧告を実施したが<sup>51)</sup>、このときは武器禁輸措置についてアラブ諸国の同意が存在していたため、英国の義務違反が問題となることはなかった。ポルトガルと南アフリカに対し武器禁輸措置が勧告された際には、そもそも勧告に従い措置を実施した加盟国はほとんどいなかった（Mozia 1991: 97-108; Doexy 1980: 60）。南アフリカに武器を供給していた英国に至っては、勧告決議が採択された直後に、南アフリカの自衛権を理由に同国への武器の供給を続けると宣言している<sup>52)</sup>。また、南ローデシアとの経済関係の断絶が勧告されたことを受けて、英国とアフリカ統一機構は種々の経済制裁を発動したが（Hufbauer, Schott and Elliot 1985: 409; Gowlland-Debbas 1990: 552）、英国は南ローデシアの施政国という立場であったし、アフリカ諸国は南ローデシアを国家として承認しておらず通商条約も存在していないため、ここでも国際法上の義務との抵触が問題となることはなかった。冷戦期におけるこれらの事例からは、安保理の勧告に違法性阻却の効果があることを支持するいかなる実行も見出すことは出来ない。

その一方で、経済制裁に積極的な理事国の態度を反映している近年の「任意的経済制裁」の事例では、その実施と国際法上の義務との抵触問題が顕在化することになる。これまでは、「任意的経済制裁」の発動に際し、勧告の法的効果について安保理が何らかの判断を下すようなことはなかったが、2006年に北朝鮮に対し核・ミサイル関連物資の禁輸措置が勧告された事例において、安保理は自身の勧告の法的効果について言及した。安保理は、この禁輸措置を「国際法に適合する範囲内」で実施するよう加盟国に要請したのである<sup>53)</sup>。この事例では、制裁対象国である北朝鮮と拒否権を有する常任理事国である中国との間に締結されていた中朝友好協力相互援助条約との抵触が問題となりえた。同条約の第3条は、一方締約国による他方締約国に対するいかなるブロック、行動または措置への参加を禁止しており<sup>54)</sup>、中国の制裁への参加は必然的に同条約との抵触を引き起こす。この問題を安保理は、加盟国に実施の義務を課さない経済制裁の勧告には違法性阻却の効果はないとすることで処理したのである。これは、拒否権を有する中国へ配慮を示し、決議の成立を可能とするための代償であったと推察されるが、少なくとも事態・紛争が第6章に留まる場合は、安保理の勧告に違法性阻却の効果がないことを示す実行として扱うことができる<sup>55)</sup>。

他方、安保理が自身の勧告に違法性阻却の効果があると前提としていなければ説明のつかないような事例も出現している。資産凍結措置を勧告した2009年の北朝鮮の事例と2010年のイランの事例である。資産凍結措置は、一般国際法上違法な経済制裁の典型であり<sup>56)</sup>、勧告に違法性阻却の効果がないと加盟国は合法的に実施することができない。イランの事例では、資産凍結措置の勧告を受けて米国やEUはイラン中央銀行への資産凍結措置を実施しているが、これも本来であれば、国際取引への制限を禁じたIMF協定第8条2項(a)に抵触する(Dupont 2012: 313)。また、イランの事例では、貿易上の制限措置も勧告されており、これを受けて米国が制定した第三国の企業・金融機関の活動を規制するCISADAは、管轄権の違法な域外適用であるし、CISADAが定める第三国企業に対する輸出許可証の発行禁止や輸入制限は、GATT第21条の安全保障例外に該当しない場合、「関税その他の課徴金以外の禁止又は制限」を禁止する同法第11条1項に抵触する可能性があるとして指摘されている(経済産業省2012: 154)。さらに、CISADAが定める第三国金融機関と米国金融機関の間の金融取引(コルレス契約の締結・維持)の禁止・制限は、ドルによる決済を不可能または著しく困難にさせるため、金融機関に対する資産凍結措置と同様、国際取引への制限を禁じたIMF協定第8条2項(a)に抵触する可能性もあるだろう。既に「狙い撃ち制裁」が発動されている中でさらに強力な措置を勧告すれば、その実施に際し以上のような国際法上の義務との抵触問題を引き起こすことは明白であったと言える。しかし、前述のように、多くの加盟国はこれらの経済制裁を独自制裁であると認識しており、勧告の実施措置として扱われていなかったし、加盟国に経済制裁の内容の決定権を委任するような勧告は憲章に違反しており、何らの法的効果も有していなかったと考えられる。従って、国際法上の義務と抵触するような措置が勧告されたからといって、それを安保理の勧告に違法性阻却の効果があることを示す実行として扱うことはできない。

以上のように、冷戦期および冷戦後における「任意的経済制裁」の事例の中には、安保理の勧告に違法性阻却の効果があったことを示す実行は存在していない。そのため、安保理の勧告に違法性阻却の効果を認める主張には根拠がないと言わざるを得ない。

## おわりに

「任意的経済制裁」は、最近になるまで基本的に憲章第6章の下での武器禁輸措置の勧告として用いられてきた。武器禁輸措置は、部分的な禁輸措置であり、憲章第7章が規定している非軍事的強制措置の1つである。そのため、本来であれば憲章第6章の下で安保理に認められている勧告権限では、武器禁輸措置の勧告をすることはできない。ただし、第1次中東戦争の際に、第6章の範囲内で行動しているという安保理理事国の認識の下で、停戦要請と共に武器禁輸措置が勧告されたことを皮切りに、その後も安保理は第6章の範囲内の行動として武器禁輸措置を繰り返し勧告してきた。その過程において、武器禁輸措置の対象者の同意が不要となったり、武力紛争以外の事態においても適用されるようになったりと、次第に第6章の下で武器禁輸措置を勧告することについてのハードルは下げられていったが、加盟国の間から反対意見が出されることは

なかった。現在では、武器禁輸措置の勧告は憲章第6章の下で可能という憲章解釈が成立していると考えられる。具体的には、第36条1項で安保理に認められている「適当な調整の手段または方法」の勧告の中に、武器禁輸措置の勧告が含まれると解することができるだろう。ただし、憲章第6章の下であらゆる経済制裁の勧告が可能というわけではない。加盟国の間で合意が存在するのは、武器禁輸措置の勧告までであり、それ以外の経済制裁は「平和に対する脅威等」の存在認定をおこなわなければ勧告することはできない。ただし、「平和に対する脅威等」の存在認定をおこない、憲章第7章の下で経済制裁を勧告できるようになっても、安保理は第41条の制約により、経済制裁の内容の決定を加盟国に委任するような勧告をおこなうことはできない。

また、「任意的経済制裁」を実施する加盟国は、国際法上の義務と抵触するような措置を実施することはできない。安保理の勧告に従うことは国連憲章上の義務ではなく、第103条が適用されないことに加え、実行の蓄積を通して安保理の勧告が違法性阻却の効果を持つに至ったという事実も認められないからである。

近年、安保理は、「狙い撃ち制裁」を超えた措置を加盟国に実施させるために「任意的経済制裁」を利用するようになり、ここに「任意的経済制裁」の新たな価値を見出したようである。このような目的をもって発動される「任意的経済制裁」は、できる限り加盟国が自由に経済制裁をとれるように、経済制裁の内容を決める裁量までも加盟国に与えてしまっている。従来、実施が加盟国の任意とされるという意味しか持たなかった「任意的経済制裁」に、経済制裁の内容までも加盟国の任意にするような新たな機能を備えた新しい「任意的経済制裁」が誕生しようとしている。しかし、「狙い撃ち制裁」を超えた経済制裁の実施は、国際法上の義務との抵触を引き起こす可能性が高く、また、「狙い撃ち制裁」が避けようとした被制裁国の無辜の国民の被害を拡大させることに繋がりがかねない<sup>57)</sup>。現状、このようなタイプの「任意的経済制裁」は、憲章第7章の下であっても発動することはできず、たとえ発動されたとしても、加盟国は国際法上の義務と抵触するような措置を実施することはできない。しかし、「任意的経済制裁」に適用される規則は実行を通して発展してきたのであり、今後の安保理の実行次第では、本稿で示した現在妥当すると考えられる規則が変更される可能性もある。最近の安保理の実行は、より規則を緩和する方向へ向かっており、今後の展開を注視し続けなければならない。

## 注

- 1) U.N. Doc. A/RES/500 (V), 18 May 1951, para. 1.
- 2) Cf. U.N. Doc. A/RES/1761 (XVII), 6 November 1962, para. 4; U.N. Doc. A/RES/2107 (XX), 21 December 1965, paras. 7 and 8.
- 3) Cf. U.N. Doc. S/RES/181, 7 August 1963, para. 3; U.N. Doc. S/RES/217, 20 November 1965, para. 8.
- 4) ゴウランド・デバは、経済制裁を勧告する安保理の権限をいわゆる「黙示的権限」の理論に基づき説明している (Gowlland-Debbas 1990: 393)。しかし、国連憲章は明文をもって経済制裁の発動条件や手続を定めているのであって、それによれば経済制裁は安保理の拘束力ある決定により発動されることになっているのである。「黙示的権限」の理論は、国連憲章の規定ぶりから当然に起草者が国連に与えているであろう権限を推定するために用いられるのであり、松井が指摘するように、憲章の明文規定を出し抜くために援用できる

とは考えられない (松井1993: 88).

- 5) Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion, *I.C.J. Reports 2004*, pp. 148–150, paras. 25–28.
- 6) 南アフリカの事例における米国および英国の発言等が例示されている。これらの国の発言については, U.N. Doc. S/PV. 1056, 7 August 1963, pp. 6–9を参照.
- 7) U.N. Doc. S/RES/50, 29 May 1948, paras. 1 and 4.
- 8) U.N. Doc. S/829, 8 June 1948, p. 3.
- 9) U.N. Doc. A/648, 1948, p. 31.
- 10) U.N. Doc. S/PV. 296, 19 May 1948, pp. 4 and 10–12; U.N. Doc. S/PV. 298, 20 May 1948, pp. 14–15; U.N. Doc. S/PV. 309, 29 May 1948, p. 13; U.N. Doc. S/PV. 309, 29 May 1948, p. 6.
- 11) U.N. Doc. S/RES/180, 31 July 1963, para. 6.
- 12) *Ibid.*, para. 1.
- 13) U.N. Doc. S/5372, 26 July 1963.
- 14) U.N. Doc. S/5379, 30 July 1963.
- 15) U.N. Doc. S/PV. 1049, 31 July 1963, p. 4, para. 17.
- 16) *Ibid.*, p. 10, para. 50.
- 17) *Ibid.*, p. 3, para. 13.
- 18) *Ibid.*, p. 6, para. 28.
- 19) *Ibid.*, p. 7, para. 32.
- 20) *Ibid.*, p. 6, para. 27.
- 21) U.N. Doc. S/RES/181, 7 August 1963, para. 3.
- 22) *Ibid.*, preambler para. 8.
- 23) U.N. Doc. S/PV. 1056, 7 August 1963, p. 9, para. 41.
- 24) *Ibid.*, pp. 6–7, paras. 26–27. 英国も米国の見解に賛成の意を表明している. *Ibid.*, p. 8, paras. 36–37.
- 25) U.N. Doc. S/RES/853, 29 July 1993, para. 10.
- 26) U.N. Doc. S/RES/876, 19 October 1993, para. 8.
- 27) U.N. Doc. S/RES/1076, 22 October 1996, para. 4.
- 28) 北朝鮮の事例において米国は, 決議1695が採択された後に, 「これらの弾道ミサイルの複数回に渡る発射を非難し, 安保理はこの決議の中でこれらの発射が国際の平和と安全を脅かしていると断言している」と述べ<sup>28)</sup>, 「平和に対する脅威」の存在が認定されているとの立場をとった. しかし, 決議1695は, 核兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成するとした2004年の安保理決議1540に言及したが, 北朝鮮のミサイル発射自体は, 「地域内外の平和, 安定および安全を危うくする (jeopardize)」と確認するのみであった. U.N. Doc. S/RES/1695, 15 July 2006, preambler para. 11.
- 29) *Ibid.*, para. 3. U.N. Doc. S/RES/1696, 31 July 2006, para. 5. イランの事例では, 武器禁輸措置を要請する決議1696において, 暫定措置を規定する国連憲章第40条が言及されている. しかし, これは第40条の暫定措置として武器禁輸措置を要請するという趣旨ではなく, イランに対する濃縮関連活動および再処理活動の停止の要請を第40条の下で義務的なものとするという趣旨である. *Ibid.*, preambler para. 10; U.N. Doc. S/PV. 5500, 31 July 2006, p. 5. 学説上, 武器禁輸措置の勧告は第40条の暫定措置に含まれると指摘されることもあるが (Simon 1991: 681), 40条の明文規定によれば, 暫定措置は「関係当事者の権利, 請求権または地位を害する」ようなものであってはならず, 紛争の一方当事者に対してのみ発動されることもある武器禁輸措置の根拠には適さないと考えられる (Koojijmans 1998: 295–296). 紛争の一方当事者に対してのみ武器禁輸措置が勧告によりとられた事例としては, アブハジア紛争に関し採択された決議876がある. U.N. Doc. S/RES/876, 19 October 1993, para. 8.
- 30) U.N. Doc. S/RES/217, 20 November 1965, paras. 1 and 8.
- 31) U.N. Doc. S/PV. 1265, 20 November 1965, p. 16, para. 64.
- 32) *Ibid.*, p. 9, para. 32.
- 33) *Ibid.*, p. 10, para. 37.
- 34) U.N. Doc. S/6928, 13 November 1965, paras. 3 and 4.

- 35) U.N. Doc. S/PV. 1259, 13 November 1965, pp. 9-10, para. 30
- 36) *Supra* note 31, p. 9, para. 32.
- 37) U.N. Doc. S/6929, 13 November 1965, paras. 1 and 8.
- 38) 第6章の下で経済制裁を発動することには、コートジボワールの他にマレーシアとジャマイカも疑問を呈していた。S/PV. 1260, 13 November 1965, p. 22, para. 93; S/PV. 1262, 16 November 1965, p. 5, para. 18.
- 39) 小寺初世子は、安保理による対南アフリカ武器禁輸措置の勧告を、国連の調停作用のなされた例として挙げる (小寺1968: 100)。
- 40) U.N. Doc. S/RES/1737, 27 December 2006, para. 12.
- 41) U.N. Doc. S/RES/1929, 9 June 2010, preamble para. 24.
- 42) *Ibid*, para. 21.
- 43) *Ibid*, preamble paras. 16 and 17.
- 44) Executive Order No. 13599 (2 February 2012), sec. 1, Federal Register, Vol. 77, No. 26 (8 February 2012), pp. 6659-6662.
- 45) Council Regulation (EU) No 267/2012 of 23 March 2012 concerning restrictive measures against Iran and repealing Regulation (EU) No 961/2010 (OJ L 88/1, 24 March 2012).
- 46) Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010 (1 July 2010), Federal Register, Vol. 75, No. 188 (29 September 2010).
- 47) U.N. Doc. S/PV. 6335, 9 June 2010, p. 2.
- 48) U.N. Doc. S/2012/395, 12 June 2012, p. 44.
- 49) *Ibid*, p. 7.
- 50) 同様の議論を展開するものとして、Gowlland-Debbas (2000: 371)。
- 51) U.N. Doc. S/PV. 306, 27 May 1948, p. 24. 英国が武器の供給を停止したことについて、“British Troops and Arms for Transjordan,” *The Morning Bulletin*, 10 January 1949を参照。
- 52) U.N. Doc. S/PV. 1054, 6 August 1963, p. 8, para. 35.
- 53) U.N. Doc. S/RES/1695, 15 July 2006, paras. 3.
- 54) 中朝友好協力相互援助条約の日本語訳については (鹿島平和研究所編1984: 355) を参照。
- 55) 決議1695の半月後に採択されたイランの核問題に関する決議1696でも同様に、「国際法に適合する範囲内」で禁輸措置をとるよう要請がなされている。U.N. Doc. S/RES/1696, 31 July 2006, para. 5.
- 56) 中谷は、資産凍結措置は所有財産の自由処分権に対する侵害であり、外国財産の強制執行免除に対する侵害であると述べている (中谷1990: 14)。他にも、ConfortiとFacarelliは、資産凍結措置を一般国際法上の外国人待遇義務に反するものであると述べる (Conforti and Facarelli 2010: 247)。
- 57) イランの事例では、2010年に新しいタイプの「任意的経済制裁」が導入され、「狙い撃ち制裁」の範囲を超えて米国やEUが経済制裁を強化させた結果、イランの一般市民に経済制裁の被害が拡大した。2012年、国連事務総長は、イランにおいてインフレの拡大、日用品やエネルギーの価格の高騰、失業率の増加、薬を含む必需品の不足が生じており、さらには同国への送金が困難になったことによって人道的活動に影響がでていることを指摘し、「イラン・イスラム共和国に科されている制裁が一般市民に重大な影響をあたえている」と報告している。U.N. Doc. A/67/327, 22 August 2012, p. 15.

## 引用文献

- 秋山信将. 2010. 「対イラン制裁をめぐる主要国の関係：安保理決議1929以降の動きを中心に」『国際問題』596：20-29.
- Alvarez, J. E. 2013. Limits of Change by Way of Subsequent Agreements and Practice. in G. Nolte (ed.). *Treaties and Subsequent Practice*. United Kingdom: Oxford University Press: 123-132.
- 浅田正彦. 2016. 「国際取引法研究の最前線 第45回EUの対イラン独自制裁と安保理決議」『国際商事法務』44 (5)：750-755.
- Charron A. 2011. *UN Sanctions and Conflict: Responding to Peace and Security Threats*. USA and Canada: Routledge.

- Conforti, B. and C. Focarelli. 2010. *The Law and Practice of the United Nations*. Fourth Revised Edition. Leiden and Boston: Martinus Nijhoff Publishers.
- Doxey, M. P. 1980. *Economic Sanctions and International Enforcement*. Second Edition. London: Oxford University Press for Royal Institute of International Affairs.
- . 1987. *International Sanctions in Contemporary Perspective*. New York: St. Martin's Press.
- Dupont, P-E. 2012. Countermeasures and Collective Security: The Case of the EU Sanctions Against Iran. *Journal of Conflict & Security Law*. 17 (3): 301-336.
- Fawcett, J. F. S. 1965-1966. Security Council Resolutions on Rhodesia. *British Year Book of International Law*. 41: 103-121.
- 藤田久一. 1998. 『国連法』東京大学出版会.
- Giegerich, T. 2012. Article 36. in B. Simma et al. (eds.). *The Charter of the United Nations: A Commentary*. Third Edition. Volume I. United Kingdom: Oxford University Press: 1119-1145.
- Goodrich, L. M., E. Hambro, and A. P. Simons. 1969. *Charter of the United Nations, Commentary and Documents*. Third and Revised Edition. New York and London: Columbia University Press.
- Gordon, J. 2013. Crippling Iran: The UN Security Council and the Tactic of Deliberate Ambiguity. *Georgetown Journal of International Law* 44: 973-1006.
- Gowlland-Debbas, V. 1990. *Collective Responses to Illegal Acts in International Law: United Nations Action in the Question of Southern Rhodesia*. Dordrecht, Boston and London: Martinus Nijhoff Publishers.
- . 2000. The limits of Unilateral Enforcement of Community Objectives in the Framework of UN Peace Maintenance. *European Journal of International Law* 11 (2): 361-383.
- Hufbauer, G. C., J. J. Schott and K. A. Elliott. 1985. *Economic Sanctions Reconsidered: History and Current Policy*. Washington D. C.: Institute for International Economics.
- 石本泰雄. 1996. 「国連憲章千姿万態」『国際法外交雑誌』94 (5・6) : 575-609.
- 鹿島平和研究所編. 1984. 『日本外交主要文書・年表 (第2巻)』原書房.
- Katzman, K. 2015. Iran Sanctions. *Congressional Research Service Report for Congress* <<https://www.fas.org/sgp/crs/mideast/RS20871.pdf>> (as of 30 September 2016).
- 経済産業省. 2012. 「2012年版不正貿易報告書：WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策」<[http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2\\_012houkoku01.html](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2_012houkoku01.html)> (アクセス日2016年9月30日).
- Kelsen, H. 1950. *The Law of the United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems: With Supplement*. New York: FA. Preager (reprinted by the Lawbook Exchange, 2000).
- 小寺初世子. 1968. 「紛争の平和的解決 (その二) : 調停による国際紛争の処理」小谷鶴次他著『世界平和と国際連合』柳原書店 : 91-109.
- Koojimans, P. 1998. Provisional Measures of the UN Security Council. in E. Denters and N. Schrijver (eds.). *Reflections on International Law from the Low Countries in Honour of Paul de Waart*. The Hague, Boston and London: Martinus Nijhoff Publishers: 289-300.
- 香西茂. 2003. 「国連による紛争解決機能の変容——『平和強制』と『平和維持』の間——」山手治之, 香西茂編『現代国際法における人権と平和の保障』東信堂 : 207-240.
- Krisch, N. 2012a. Introduction to Chapter VII: The General Framework. in B. Simma et al. (eds.). *The Charter of the United Nations: A Commentary*, Third Edition, Volume II. United Kingdom: Oxford University Press: 1237-1271.
- . 2012b. Article 39. in B. Simma et al. (eds.). *The Charter of the United Nations: A Commentary*, Third Edition, Volume II. United Kingdom: Oxford University Press: 1272-1296.
- 松井芳郎. 1993. 『湾岸戦争と国際法』日本評論社.
- Mohammed, A. 2012. Of diapers and drugs, Iran's trouble paying bills. *Reuters* <[http://www.reuters.com/article/2012/03/20/us-iran-usa-sanctions-idUSBRE82J0\\_5N20120320](http://www.reuters.com/article/2012/03/20/us-iran-usa-sanctions-idUSBRE82J0_5N20120320)> (as of 30 September 2016).
- Mozia, T. U. 1991. Chronology of Arms Embargoes against South Africa. in G. W. Shepherd (ed.). *Effective Sanctions on South Africa: The Cutting Edge of Economic Intervention*. New York: Greenwood Press.
- 中谷和弘. 1987. 「経済制裁の国際法上の機能とその合法性 (三) ——国際違法行為の法的結果に関する一考

- 察——」『国家学会雑誌』100 (11・12) : 895-959.
- . 1990. 「国家の単独の決定に基づく非軍事的措置」『国際法外交雑誌』89 (3・4) : 263-298.
- 大沼保昭・浅田正彦. 2011. 「安全保障——法への試練」大沼保昭編『21世紀の国際法 多極化する世界の法と力』日本評論社 : 215-233.
- Paulus, A. and J. R. Leiß. 2012. Article 103. in B. Simma et al. (eds.), *The Charter of the United Nations: A Commentary*. Third Edition. Volume II. United Kingdom: Oxford University Press: 2110-2137.
- 佐藤哲夫. 2000. 「国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動の正統性」『一橋大学研究年報 法学研究』(34) : 175-242.
- . 2015. 『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』有斐閣.
- 黄碩. 2010. FM: China against expanding sanctions on Iran. *People's Daily Online* <<http://en.people.cn/90001/90776-90883/7054965.html>> (as of 30 September 2016).
- Simon, D. 1991. Article 40. in J-P. Cot and A. Pellet (eds.), *La Charte des Nations Unies*. 2e edition. Paris: Economica: 667-689.
- Talmon, S. 2014. The Legalizing and Legitimizing Function of the UN General Assembly Resolutions. *AJIL Unbound* <<https://www.asil.org/blogs/legalizing-and-legitimizing-function-un-general-assembly-resolutions>> (as of 30 September 2016).
- 寺中純子・ケイワン・アブドリ. 2011. 「イラン：制裁の効果と今後の展開」『海外投融资』20 (2) : 2-16.
- 山口英一. 1980. 「国連の対南ローデシア強制的制裁とその効果」『国際問題』(242) : 47-83.